

第 1 設問 1

1 A の請求の根拠

A は工作機械甲の所有権(民法(以下法とする)206 条)に基づく返還請求権としての動産引渡請求権を根拠として C に対する請求 1 と不当利得(法 703 条)に基づく使用料相当額支払請求権を根拠とする請求 2 である。

2 C の主張㉔の意味

(1) C の下線部㉔の主張は所有権を取得した D から甲を借りているため、自己に正当な使用権原があると主張するものである。これは D が所有権を有していることを前提としているものであり、D に甲の所有権が認められるかが問題となる。

(2) D に所有権が認められるには D に即時取得(192)が認められることが必要である。即時取得が成立するには、取得者が、取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有をはじめ、善意かつ無過失であることが必要である。

(3) 本件において D は B から代物弁済(法 482 条)という取引行為によって、甲を取得している。また、D は法 186 条により所有の意思をもって、善意で、平穩に、かつ、公然と占有するものと推定され、法 188 条により前主 B の適法な占有が推定されるので、その占有を信じた D の無過失も推定される。したがって、D は動産甲の所有権を取得している。

(4) 以上のことから C は所有権者 D から甲を借りているので適法な使用権原を有しており、下線部㉔の請求は正当である。

3 A の反論㉕の意味

(1) A の反論㉕の意味は、D は B から C を占有者とした指図による占有移転(法 184 条)により甲を取得しており、この取得方法では即時取得は成立しないと反論するものである。

(2) 指図による占有移転により動産を取得した者に即時取得が認められるか。

指図による占有移転であっても、占有の外観上、以前と異なるものを所有者とする変化が生じるものであり、即時取得の動産の取得に当たると解すべきである。

(3) したがって、A の反論㉕は適切ではなく、本件において C に対する反論としては正当ではない。

4 A の反論㉖の意味

(1) A の反論㉖は事実 1 からして A は盗品の回復請求権(法 193 条)を行使できると反論するものである。

(2) A は令和 2 年 4 月 10 日に甲を盗まれており、令和 2 年 10 月 15 日に C に対する請求をしている。したがって、盗難の時から二年以内の請求である。これに対して C は法 194 条の D に対する代価の弁済が必要であることを理由に A への返還を拒むことが考えられる。

(3) DはCを介して甲を占有していると言える。しかし、Dは代物弁済で甲を取得しており買い受けたとは言えるかが問題となる。

代物弁済は、自己の債権を犠牲にして他の給付を得る性質をもつ。これは自己の債権という代価を支払って、他の給付を購入していると評価でき、買い受けた場合と同視することが出来る。したがって、代物弁済により動産を取得した場合も法 194 条の代価の支払いを主張することが出来ると解すべきである。

土木業を営む B は工作機械甲を所有していてもおかしくなく、D は同種の物を販売する商人から甲を買い受けたと言える。

また、Dの代価の支払いがあるまでものを返還しない旨の主張を理由にCが甲の返還を拒むことが出来るか。

CはBとの間で6箇月を期間とする使用貸借(法 593 条)により甲を使用している。その契約期間中にBからDへの所有権移転がなされた。そしてBはDに対して甲を返還するように指示していることからCがAに甲を返還し、Dへの返還が出来ないとなると目的物返還債務の債務不履行責任を負うことになる(法 415 条 1 項)。そのような直接的な危険を負うことになることからCはDの甲についての代価支払いまでAに対する返還を拒む旨の主張を理由に甲の返還を拒むことが出来ると解すべきである。

(4) 以上のことからAの下線部㊦の主張は正当であるが、法 194 条によりDに対して甲の取得に要した代価を弁済しなければ認められない。

第2 設問2

1 契約①の性質

EはAに対してAの事務所において乙検定合格のための出張講座を実施する債務を負い、Aはこれに対する報酬の支払いを約しているため請負契約である(法 632 条)。これは単にEがAの仕事に従事しているという性質ではないため雇用契約ではなく、講座の開講および乙検定合格者数に応じた成功報酬の支払いという形で、仕事の成果に対する報酬支払の形式をとっているため請負契約である。

2 請求3

請負契約において目的物の引き渡しを要しない場合の報酬請求は仕事の終了時に出来るようになる(法 632 条、624 条 1 項)。

本件において8月分の仕事の終了は8月末日であり8月末日までEは仕事をこなし、終了しているので8月分の報酬支払請求権は発生している。これに対してAは、請負契約はその契約の終了時に一括して仕事の完成であるとし、8月末であっても8月分の仕事は終了していないと反論することが考えられる。しかし、仕事の内容は、可分であり、契約内容も月々の報酬支払の形式をとっていることから8月分の報酬は8月末日には発生していると解すべきである。したがって、本件請求3は認められる。

3 請求4

(1) 請求4は債務不履行に基づく損害賠償請求である。

(2) 本件では令和3年8月31日にAはEに対して契約①を解除する意思表示をしており、これにより契約①は終了している。請負契約では、注文者は、その仕事が完成するまではいつでも請負人に生じた損害を賠償して解除することが出来るところ、その賠償すべき範囲が問題となる。

(3) 損害賠償の範囲は、これにより通常生ずべき損害の範囲に限定されている(法416条1項)。Eに生じた9月分と10月分の手配した講師の報酬などの必要経費はAに対する仕事の遂行のため必要であり当然に支出されるべきものであり、通常生ずべき損害であったと言える。これに対して、Aは、Eには事前に本件講座を取りやめる可能性を伝えていたことや、Aへの出張講座が無くなったことから10月に別の企業で出張講座を実施したことにより報酬15万円を得たことから、120万円全額の損害は生じていない、またはEの落ち度により生じたと反論すると考えられる。EはAでの出張講座のために新たな出張講座の依頼を受けないことにしていたがAでの出張講座が無くなったことにより、その負担がなくなり他での出張講座が可能であり、実際に他の企業で出張講座を行ったことや、契約①の解除はEの本件講座での態度にも一因があり、Aの解除がEにとって不意打ちでは無いことに照らすと、Aの反論は正当である。

したがって、請求4は120万円全額ではなく、その一部のみが認められる。

第3 設問3

1 (1)について

(1) HのFに対する請求は保証契約に基づく金銭支払請求権を根拠とする500万円の支払いを求めるものである。

(2) Fは連帯保証人であり催告の抗弁及び検索の抗弁を有さない(法545条)。したがって、主債務の履行期が到来した場合、その請求に応じなければならない。しかし本件では本件債務の弁済期である令和10年4月11日から請求時の令和15年5月1日の時点で5年間経過しており時効により消滅しているとしてFは債務の履行を拒むことが考えられる(法166条1項1号)。

Aは令和10年6月20日に弁済の猶予を求める意思表示をしており、Aは時効の完成を知っていたかどうかに関わりなく時効を援用することは出来ない。主たる債務者の時効の利益の喪失は保証人に対しても効力を有する(法457条1項)。しかし、主たる債務者の時効の利益の喪失は保証人にとっては予想外の出来事であり、その負担を負わせることまで保証契約の内容であるとするのは酷である。したがって、主たる債務の時効の利益の喪失についてはあくまで主債務の存続について保証人にまで対抗できると解するのであって、善意の保証人は主債務についての保証債務の履行を拒めると解すべきである。したがって、Fは500万円全額についてその保証債務の履行を拒むことが出来る。

(3) 仮に500万円全額について支払いを拒むことが出来なくても主債務者AはHに対して丙の売買代金債権100万円を有しており、これを理由にFがHからの請求を拒むこ

とが考えられる。

連帯保証人は主債務者の有する相殺権を理由に保証債務の履行をその限度で拒むことが出来る(法 457 条 3 項)。

本件において、A と H は令和 4 年 8 月 15 日に丙を 100 万円で売買する契約を締結している。そして丙の引き渡しはすでにされており、令和 4 年 8 月 31 日であると合意された 100 万円の履行期もすでに経過している。したがって、A は H に対して 100 万円の限度で相殺権を有している。

以上のことから F は H に対して丙の売買代金 100 万円の限度で支払いを拒むことが出来る。

2 (2)について

(1) F は A の委託ではなく G の委託により契約③を締結している。したがって、主たる債務者の委託を受けないで保証した保証人である。主たる債務者の委託を受けないで保証をした者は主たる債務者が利益を受けている限度で求償することが出来る(法 462 条 1 項、459 条の 2 第 1 項)。本件では F の 300 万円の弁済により A は 300 万円の支払いを免れるという利益を受けている。しかし H の F に対する 300 万円の支払い以外のその余の支払いを免除した部分については A に対して効力はないため利益とはならない(法 458 条、441 条)。したがって、本件では A が実際に債務を免れた 300 万円の限度で求償することが出来る。

(2) F は G に対して連帯保証人間の求償をする(法 442 条 1 項)。

連帯保証人間では特段の合意が無ければその負担割合は等しいものであるとされる。本件では F G 間に特段の合意は無いため 500 万円の保証債務につき等しい負担割合である為それぞれ 250 万円ずつの負担割合となる。

連帯保証人間の求償は自己の負担割合を超えていなくてもすることが出来るので F が弁済し、その債務を消滅させるのに負担した額を等しい割合で負担したものとして求償することが出来る。したがって、本件では F が支払った 300 万円の半分である 150 万円の求償をすることが出来る。

以上